

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(考え方)

当社は社会的な存在として、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応えるため、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の運用に努めるとともに、継続的な強化・充実に努めてまいります。

(基本方針)

- (1) 株主の権利・平等性を確保します
- (2) 株主以外のステークホルダーと適切に協働します
- (3) 適切な情報開示と透明性を確保します
- (4) 取締役会等の責務を適切に果たします
- (5) 株主と建設的な対話を行います

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社は、中長期的な企業価値の向上のため、当社グループの事業運営に資すると判断された上場株式を保有しております。これらの上場株式については、取引状況や、資本コストを踏まえた収益目標に対する実際の取引等によるリターン、保有に伴うリスク、保有目的を毎年取締役会で個別銘柄ごとに検証し、適正な保有水準を超えていると判断された株式については適宜売却することとしております。

なお、2017年度においては、3銘柄を全数売却、5銘柄を一部売却いたしました。

政策保有株式に係る議決権行使に際しては、当社は、基本的には保有先企業の経営判断を尊重いたしますが、当期損失が3年連続で生じ、改善の見通しが得られないおそれのある場合や、大きな不祥事、反社会的行為等が生じたにもかかわらず、改善が行われる見通しが得られないおそれのある場合、その他、政策保有株式の保有目的も含めた中長期的かつ総合的な見地から、政策保有先企業の提案への賛成が不適当と判断される場合などには、関連する議案について個別に精査のうえ賛否を決定いたします。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社では、会社法に定める利益相反取引については、取締役会において承認、報告を行っております。また、関連当事者に該当する主要株主との取引が生じる場合にも、上記利益相反取引に準じて適切な対応を行います。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では規約型確定給付企業年金制度(DB)を運用しております。

運用に関しては、適正な目標を設定し、かつ適正なプロセスで実行していくために、政策的資産構成割合を含む運用基本方針を定めるとともに、財務、人事部門で構成される資産運用委員会を定期的に開催し、年金ポートフォリオのチェックを行っております。

運用機関の選定にあたっては、過去の運用実績だけでなく、当該運用機関の運用ポリシーや運用体制等の定性評価、さらに運用報告の内容等も重視して選定しております。

財務、人事など企業年金運用に関連する部署には企業年金担当者を配置し、その育成に努めております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 当社の目指すところや経営戦略、経営計画

当社では、その目指すところとして「MGCの理念」を定めるとともに、より具体的な指針として「MGC企業行動指針」を制定しております。(当社は「MGC」を自社の略称として用いております。)

「MGCの理念」

存在理念：化学にもとづく幅広い価値の創造を通じて、社会の発展と調和に貢献します
経営理念：働きがいのある場を作り、意欲と能力を重んじ、活力のある集団をめざします
行動理念：プロフェッショナル集団として、一人ひとりが頼りになる集団をめざします

「MGC企業行動指針」

1. 社会のニーズに応え、有用で安全性および信頼性の高い、優れた製品・サービスを提供し、お客様・消費者のご満足にご信頼を獲得します
2. 環境問題へ自主的、積極的に取り組みます
3. 法令や諸規則を遵守し、公正で透明・自由な事業活動ならびに適正な取引を行います
4. 適切な情報開示を行い、社会とのコミュニケーションに努めます
5. 「良き企業市民」として、社会に役立つ事業活動を行うとともに、積極的に社会貢献活動を行います
6. 安全で働きがいのある環境を確保し、社員のゆとりと豊かさを実現します

また、当社は現在、グループビジョン「社会と分かち合える価値の創造」の下、中期経営計画「MGC Advance2020:MGCグループ もっと大きな夢に！」を遂行中であり、これに基づき各種取り組みを進めております。

「MGC Advance2020:MGCグループ もっと大きな夢に！」

基本方針

1. MGCグループの企業価値の向上
2. MGCグループを取り巻くステークホルダーからの信頼の醸成

施策

1. 中核事業を中心とした既存事業の収益力強化
2. 新規事業の創出と育成
3. 最適な事業ポートフォリオに向けた投資戦略の実行
4. MGCグループ一体となった経営の推進
5. 持続的成長を支える「質」の向上

以上の詳細については当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

「MGCの理念」<https://www.mgc.co.jp/corporate/philosophy.html>

「MGC企業行動指針」<https://www.mgc.co.jp/corporate/guidelines.html>

「MGC Advance2020」https://www.mgc.co.jp/ir/policy/medium-term_management_plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本件については、本報告書の冒頭「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員に対する報酬は、その役位・職責に応じた基本報酬に年度ごとに見直す業績報酬を加えた月例報酬、積立型退任時報酬並びに譲渡制限付株式報酬で構成しております。積立型退任時報酬は、内規に基づき各人の業績を反映させた金額を年度ごとに積み立て、役員退任時に支給する制度です。

なお、譲渡制限付株式報酬は、役員に対して自社株式を付与し、譲渡制限を付して一定期間保有させることにより、株主と価値を共有し、企業価値の持続的成長を図るインセンティブを与えることを目的として、平成30年6月26日開催の定時株主総会において新たに導入された制度です。

その他、これらの報酬に加えて、株主総会の決議を経て相当と思われる金額を賞与として支給することがある旨定めております。

社外取締役に対しては、基本報酬(固定報酬)のみを支給いたします。

役員報酬は、会社業績、世間水準、従業員給与の動向等を総合的に検討し、取締役会長、取締役社長及び社外取締役で構成する報酬・指名委員会に諮った後、取締役会で決定いたします。

(4) 選任・指名を行うにあたっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、候補者を取締役会に付議するに先立ち、取締役会長、取締役社長及び独立社外取締役で構成する報酬・指名委員会に諮ることとしております。

なお、これら選解任・指名では、当該職に相応しい社内外での職務経験・知識や職責に相応しい品格・倫理観等を有しているか、法令・定款・社則違反がないかといった選定基準に照らして判断しております。

(5) 個々の指名についての説明

当社では、取締役・監査役候補者の指名の理由等について、株主総会参考書類に記載しております。

https://www.mgc.co.jp/ir/files/180531_notice.pdf

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規則に規定しており、法令・定款に定められた事項、株主総会からの委任事項、会社の経営方針に関する事項、その他取締役会が必要と認めた事項となっております。経営陣は取締役会の監督の下、会社の経営方針に即した事業遂行を行っております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現在、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、独立役員に該当しないと判断する具体的基準を定めております。基準の詳細については、本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【独立役員関係】をご参照ください。

【補充原則4-11-1】(取締役会のバランス、多様性及び規模)

当社は、基礎化学品から高機能材料まで幅広くグローバルに事業を展開しており、経営判断にあたって高度の専門性が求められることから、当社事業や当社経営管理に精通した社内出身者を中心に、株主をはじめとするステークホルダーの視点から助言・監督を行う複数の独立社外取締役を加え、取締役会全体として知識、経験、能力その他多様性をバランス良く備えるよう努めることとしております。

当社では、現在12名(うち独立社外取締役2名)の取締役が就任しており、概ね適正な規模と実効性を有しているものと考えております。

なお、役員候補者を取締役会に付議するに先立ち、取締役会長、取締役社長及び独立社外取締役で構成する報酬・指名委員会に諮っております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)

今年度については、次のとおり他の上場会社の役員を兼任しております。いずれも上場会社の兼任先は一社のみかつ非常勤であり、合理的な範囲と考えております。

取締役 藤井政志: 片倉コープアグリ(株) 社外取締役

取締役 稲荷雅人: (株)JSP 取締役

監査役 松山保臣: 京成電鉄(株) 社外監査役

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)

取締役会の実効性の評価を行うにあたっては、「会議としての取締役会」、「組織としての取締役会」、「総合評価」について、取締役、監査役を対象にアンケートを実施し、その集計結果及び寄せられた意見等をもとに、取締役会で議論を行いました。

その結果、監督機能について更に改善が必要と認められるものの、取締役会規則を改定し付議基準、運営方法等の見直しを行ったことから、取締役会の議論は活性化し会議体としての機能は改善し、取締役会の規模、バランス、運営状況は概ね適性であり、実効性についても一定の水準にあるものと評価いたしました。

今後、改善すべきと指摘された事項等を中心に必要な見直しを進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社では、新任の取締役・監査役に対して、当該職の役割、責任と義務等の理解を深めるための、会社法をはじめとした関係法令等の外部セミナーの受講を必須としております。また、必要に応じてその他の取締役・監査役も含めた役員には、コンプライアンス、リスク管理、内部統制、関係法令等に関する外部セミナーの受講機会を設けるほか、関係する書籍配付等も行います。

また、毎年、業務執行取締役・執行役員が全員参加する研修会を開催し、グループ討議等を通じて経営課題を共有するほか、適宜、外部の有識者を招き、改正法令や時事問題等に対する理解を深めます。

監査役は、自ら選定した外部セミナーの受講や監査役会内での勉強会等を通じ、関係法令、監査手法、財務会計知識等を習得することで、監査品質、実効性の向上に努めます。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との建設的な対話の促進を図るため、広報IR部を設けて担当役員を置き、関係部門との連携の下、投資家との対話や説明会の開催、ホームページでの情報提供等を行っております。また、そこから得られた重要な情報は、適宜、経営陣幹部にフィードバックしております。

なお、インサイダー情報の漏洩防止のため、内部者取引防止規程を整備してインサイダー情報の明確化と適切な管理を図り、情報の提供に際してはこれに細心の注意を払っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,155,400	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,119,000	4.27
明治安田生命保険相互会社	8,797,721	4.12
日本生命保険相互会社	8,795,824	4.12
農林中央金庫	5,026,545	2.35
旭硝子株式会社	4,835,581	2.26
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	4,048,806	1.90
GOVERNMENT OF NORWAY	3,896,594	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,836,800	1.80
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,506,290	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

当事業年度において、大量保有報告書(提出者:株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として平成29年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

株式会社JSPIは、当社が発行済株式総数の過半数を保有する上場子会社です。当社は、同社との連携を強化しつつも、同社の経営における自主性を尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷川 和生	他の会社の出身者											
佐藤 次雄	学者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷川 和生	○	谷川和生氏は平成23年6月まで株式会社東芝の業務執行者でしたが、退任後7年が経過しております。当社は同社との間に製品の販売等の取引関係がありますが、その額は平成30年3月期連結売上高の0.1%未満です。 また、当社は同氏が平成27年5月まで在籍していた一般社団法人企業研究会との間に講習会参加等の取引関係がありますが、その額は平成30年3月期で2百万円と僅少です。	谷川和生氏は、グローバルに事業展開を行う会社における長年の経験と経営者としての見識を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を頂いていることから、今後も当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献いただけるものと考えております。 同氏は、当社と特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的に職務を遂行いただけるものと考えております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 高志	○	木村高志氏は平成21年9月まで株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でしたが、退任後8年以上が経過しております。当社は同行との間に資金借入等の取引関係がありますが、同行からの借入額は連結総資産の約3%です。() また、同行は当社の株式を1.3%保有しております。 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの組織再編により、平成30年4月16日をもって、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金は、株式会社三菱UFJ銀行からの借入金となっております。	木村高志氏は、金融機関等における長年の経験と経営者としての見識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけたと考えております。 同氏は、当社と特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的に職務を遂行いただけるものと考えております。
松山 保臣	○	松山保臣氏は平成25年7月まで日本生命保険相互会社の業務執行者でしたが、退任後4年以上が経過しております。当社は同社との間に資金借入等の取引関係がありますが、同社からの借入額は連結総資産の1%未満です。 また、同社は当社の株式を4.1%保有しております。	松山保臣氏は、金融機関等における長年の経験と経営者としての見識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけたと考えております。 同氏は、当社と特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的に職務を遂行いただけるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

なお、当社では、次の事項のいずれにも当てはまらない場合に、独立役員の資格を充たすものと判断しております。

1. 本人が次のいずれかに当てはまる。
 - 1) 現在又は過去において、当社グループ(1)の業務執行者(2)である。
 - 2) 現在又は過去5年以内において、当社の大株主(3)又はその業務執行者である。
 - 3) 現在又は過去5年以内において、主要な取引先(4)の業務執行者である。
 - 4) 現在、当社グループとの間で社外役員の相互就任の関係にある法人等団体からの派遣である。
 - 5) 現在又は過去5年以内において、当社の法定監査を行う監査法人に所属している。
 - 6) 現在又は過去3年以内において、当社グループに法定監査以外のコンサルティング業務を提供して高額の報酬(5)を得ている。
2. 近親者(6)が次のいずれかに当てはまる。
 - 1) 現在又は過去5年以内において、当社グループの重要な業務執行者(7)である。
 - 2) 現在、当社の大株主又はその重要な業務執行者である。
 - 3) 現在又は過去5年以内において、主要な取引先の業務執行者である。
 - 4) 現在又は過去5年以内において、当社の法定監査を行う監査法人に所属している。
 - 5) 現在又は過去3年以内において、当社グループに法定監査以外のコンサルティング業務を提供して高額の報酬を得ている。
3. その他当社グループとの間に重要な利害関係があり、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している。

- 1 当社グループ：当社及び当社の関係会社をいいます。
- 2 業務執行者：業務執行取締役、執行役員その他の、業務を執行する役員、又は使用人をいいます。
- 3 大株主：発行済株式総数の10%以上を直接又は間接に保有する株主をいいます。
- 4 主要な取引先：過去3年継続して連結売上高の2%以上を占める取引先をいいます。
 ここで「連結売上高」は、当社グループが売り手の場合は当社の連結売上高、買い手の場合は相手方の連結売上高を参照します。
- 5 高額の報酬：個人の場合は年間1,000万円以上、法人等団体の場合は連結売上高または総収入金額の2%を超える報酬をいいます。
- 6 近親者：配偶者、二親等内の親族又は生計を一にする利害関係者をいいます。
- 7 重要な業務執行者：業務執行取締役、執行役員その他の、業務を執行する役員をいいます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

詳細については、後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年度の取締役に対する報酬総額は、516百万円となります。
 当社は、役員報酬の透明性向上の観点から、積立型退任時報酬制度を導入しております。取締役に対する報酬総額には、積立型退任時報酬に係る引当金の当期繰入額97百万円が含まれております。なお、社外取締役は積立型退任時報酬の支給対象外のため、当該繰入額のうち、社外役員に関するものはありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員に対する報酬は、その役位・職責に応じた基本報酬に年度ごとに見直す業績報酬を加えた月例報酬、積立型退任時報酬並びに譲渡制限付株式報酬で構成しております。積立型退任時報酬は、内規に基づき各人の業績を反映させた金額を年度ごとに積み立て、役員退任時に支給する制度です。

なお、譲渡制限付株式報酬は、役員に対して自社株式を付与し、譲渡制限を付して一定期間保有させることにより、株主と価値を共有し、企業価値の持続的成長を図るインセンティブを与えることを目的として、平成30年6月26日開催の定時株主総会において新たに導入された制度です。

その他、これらの報酬に加えて、株主総会の決議を経て相当と思われる金額を賞与として支給することがある旨定めております。

社外取締役に対しては、基本報酬(固定報酬)のみを支給いたします。

役員報酬は、会社業績、世間水準、従業員給与の動向等を総合的に検討し、取締役会長、取締役社長及び社外取締役で構成する報酬・指名委員会に諮った後、取締役会で決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、取締役会開催に先立ち、議案に対する理解を深めていただくため、非常勤の社外役員に対して配付資料に基づき事前説明を行っております。また、取締役会以外に、定期的開催される取締役と監査役との意見交換会についても、全社外役員が出席しております。

以上に加え、情報共有等のため、必要に応じて監査役会の了解を得て社外取締役が監査役会にオブザーバー参加しているほか、社外役員との意見交換会を定期的実施しております。

その他、新任の社外役員に対しては、各部門による事業及び業務に関する説明や事業所視察等の機会を提供しております。

社外取締役との窓口は、秘書室及び取締役会事務局である総務グループが担当しております。また、社外監査役を含む監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を配置しております。同使用人は、監査業務の遂行を事務的に支援するほか、監査役会の事務局として監査役間の連絡・調整を行っております。監査役は、監査において適切な判断を行うため、当社から独立している弁護士等、専門家を利用することができます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長野 和吉	特別顧問	名誉職位	非常勤、無報酬	1988/06/29	終身
西川 礼二	特別顧問	名誉職位	非常勤、無報酬	1995/06/29	終身
大平 晃	特別顧問	名誉職位	非常勤、無報酬	2001/06/28	終身
小高 英紀	特別顧問	名誉職位	非常勤、報酬有	2007/06/28	終身

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 4 名

その他の事項

・当社は相談役・特別顧問に関する内規を定めており、取締役会決議を経て委嘱いたしますが、これら相談役・特別顧問は、当社の業務執行及びその監督には関与いたしません。相談役は、社長の求めに応じて助言する原則非常勤の職位です。特別顧問は、会長・社長経験者に対する名誉職位ですが、必要な場合、社長の求めに応じて助言を行うことがあります。

・現在、相談役はありません。

・長野和吉氏は、代表取締役社長退任後、1995年6月29日まで代表取締役会長を務めておりました。

・西川礼二氏は、代表取締役社長退任後、2001年6月29日まで代表取締役会長を務めておりました。

・大平晃氏は、代表取締役社長退任後、2007年6月28日まで代表取締役会長を務めておりました。

・小高英紀氏は、代表取締役社長退任後、2013年6月25日まで代表取締役会長を務めておりました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行)

当社は、監査役制度を採用しており、業務執行については、執行役員制を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離しております。取締役会は経営の基本方針、法令・定款で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関として位置付け、業務執行機能は執行役員が担うこととしております。取締役会は社外取締役2名を含む取締役12名で構成されており、平成29年度は12回開催いたしました。

取締役は、経営責任の明確化のため任期を1年としております。また、当社経営に十分集中できるよう、仮に当社グループ会社以外の役員を兼務する場合にも最大3社までとすることを定めております。

会社に重要な影響を及ぼす事項については、経営方針を審議する経営会議(平成29年度22回開催)及び具体的実行計画を審議する執行役員会(平成29年度22回開催)で審議し、多面的な検討を経て決定しております。さらに、会社経営上の意思決定や業務執行にあたっては、必要に応じて顧問弁護士その他の専門家からのアドバイスを受けております。

そのほか、内部統制に関連する主な委員会として「内部統制推進委員会」、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」を設置し、定期的に、また、必要に応じ、調査・報告等を行っております。

(監査)

(1) 監査役

監査役会は4名(常勤監査役3名)で構成され、うち2名が社外監査役です。なお、社外監査役 木村高志氏は長年にわたり金融機関等に従事し、また、経営者として企業経営に携わるなど経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 杉田克彦氏は長年にわたり当社財務部門に従事し、財務経理部門担当役員として経営に参画するなど経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 河邦雄氏も長年にわたり当社財務部門に従事し、財務経理部門担当役員として経営に参画するなど経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

監査役は、取締役会のほか執行役員会等の重要な会議への出席、各部門の監査、子会社の調査等を行い、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努め、意思決定の合理性、法令及び企業倫理遵守の確保のほか、業務執行状況の監査を行っております。なお、監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を配置しております。同使用人は、監査業務の遂行を事務的に支援するほか、監査役会の事務局として監査役間の連絡・調整を行っております。

監査役は、取締役と定期的に意見を交換するほか、取締役及び使用人から、定期的又は重要な事項については速やかに業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明しております。また、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めています。さらに、監査において適切な判断を行うため、弁護士等、当社から独立している専門家を利用することができます。

また、随時、社外取締役と監査役会との間で意見・情報の交換を行うことにより、社外取締役と監査役会との連携を図っております。

(2) 会計監査人

会社法に基づく会計監査人として東陽監査法人を選任し、同法人に金融商品取引法に基づき経営者が作成する内部統制報告書の監査も委嘱しております。

平成29年度に当社の監査業務を行った公認会計士は、中塩信一(監査年数4年)、米林喜一(監査年数5年)、井澤浩昭(監査年数2年)の3氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他4名です。

なお、当社及び当社の子会社が、平成29年度に東陽監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は69百万円です。

(3) 内部監査室

内部統制の充実と経営管理の効率向上を図るため内部監査室を設置し、当社及び当社グループ会社の業務が適正に執行されているかどうかについて年度計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性評価を行っております。

監査役、会計監査人及び内部監査室は、「Ⅱ 1.【監査役関係】監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載の通り、相互に連携して夫々の監査業務を実施しております。

(指名、報酬決定)

取締役・監査役候補者及び執行役員は、役員候補者選定基準に基づき、候補者にふさわしい実績、識見等を備えている人物を選定しております。

また、役員報酬については、株主総会で決議された総額の枠内において、当社役員報酬規程に基づき、職務の対価として適正な報酬額を支払っております。

当社では、取締役・執行役員の報酬の決定と取締役・監査役・執行役員の指名・選任における決定プロセスの透明性、客観性、妥当性を確保するため、報酬議案・役員選任議案を取締役会に付議するに先立ち、取締役会長、取締役社長及び社外取締役で構成する報酬・指名委員会に諮っております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の4氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第427条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社と特別な利害関係を持たない社外監査役2名を選任しており、社外監査役の重要な意思決定過程への参画及び監査の実施を通じて、客観的かつ中立的な経営監視機能が果たされていると考えております。

上記に加え、当社では、社外の観点から当社の経営に対して適切な監督と助言を得ることにより、株主に対する経営の透明性と公平性をさらに向上させることを目的に、社外取締役2名を選任いたしております。

以上の通り、経営の透明性と公平性を確保する上で、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役による現体制が、現時点で当社にふさわしいものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主様のお手元により早く招集通知をお届けし、株主総会での議決権行使に関する検討時間をより多く確保していただくため、招集通知の早期発送に努めております。 直近の定時株主総会開催日：平成30年6月26日 直近の定時株主総会に係る招集通知発送日：平成30年6月6日
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、より多くの株主様にご出席いただけるよう、株主総会の開催日を設定するに当たっては、いわゆる集中日を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、議決権行使に関する利便性の一層の向上を目的として、電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社では、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、英文の招集通知を、当社ホームページに掲載するほか、議決権電子行使プラットフォームにおいても提供しております。
その他	当社では、招集通知(和文・英文)を、当社ホームページに掲載しております。 直近の定時株主総会に係る招集通知掲載日 和文：平成30年5月31日 英文：平成30年6月6日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、第2四半期・期末決算発表後、証券アナリスト及び機関投資家を対象とした決算説明会を実施しており、取締役社長を始めとした経営陣により、決算内容及び将来の事業展開について説明を行っております。 また、同説明会の説明資料を当社ホームページに掲載し、一般投資家の皆様にも同様の情報を提供しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは、投資家向けページにおいて決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・事業報告書・アニュアルレポート・適時開示資料等のIR資料を掲載しております。 和文：https://www.mgc.co.jp/ir/index.html 英文：https://www.mgc.co.jp/eng/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、IR担当部署として広報IR部を設置し、IR専任の担当者を配置しており、IR担当役員の指示のもと積極的にIR活動を展開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「MGC企業行動指針」を制定しており、消費者・お取引先、株主・投資家、地域社会、社員など各ステークホルダーを尊重し、その信頼と共感を得る存在を目指すことを謳っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、公正で透明・自由な事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たすことを基本方針としております。特に環境保全に関しては、製品の製造から廃棄にいたる全ライフサイクルにおいて環境、安全を確保するための自主的な取り組みとして、レスポンシブル・ケア活動を行っております。 当社の活動状況は、毎年度発行する「コーポレートレポート」(旧「CSRレポート」)により広く社会に報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主・投資家の皆様を始めとするステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性に留意し、迅速な情報開示を行うため、ディスクロージャーポリシーを制定し、これに沿って情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則の改正を踏まえ、取締役会において、内部統制システムの整備に関して以下の通り決議を行っており、この方針に沿ってMGCグループとしての内部統制を進めてまいります。

(取締役会決議の内容)

1. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「コンプライアンス」を法令、定款、社内規則、社会規範等を遵守するとともに、企業としての社会的責任を認識し、公正で透明・自由な事業活動を行うことと捉え、「MGC企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「MGC行動規範」を定める。
- 2) コンプライアンス担当役員を任命し、社長直轄組織として、コンプライアンス担当役員を委員長としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス制度の充実に向けた施策を検討、実施するとともに、コンプライアンスに係る指導、監督を行う。
- 3) 会社におけるコンプライアンス違反を早期に把握し、是正を図るため、役職員及びその家族、協力会社、取引先等を対象とした内部通報窓口として、「コンプライアンス相談窓口」を設置する。
- 4) 反社会的勢力の排除に向け、これら勢力に対して毅然とした態度で臨む旨を「MGC企業行動指針」、「MGC行動規範」に明記して当社の姿勢を明確化するとともに、諸施策の担当部署を定めて推進する。
- 5) 取締役及び使用人の適正な職務遂行体制を確保するため、内部監査室を設置し、監査役監査、会計監査人監査に加え、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。
- 6) 当社及び当社グループ各社の内部統制を適切に構築・整備・運用するため、内部監査室担当役員を長とする内部統制推進委員会を設置する。
- 7) 当社のコンプライアンス体制を周知徹底するため、小冊子「MGCコンプライアンスハンドブック」を作成して役職員に配布するとともに、役職員に対する教育研修を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図る。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定と業務執行を図るため執行役員制を導入するとともに、事業部門についてはカンパニー制を採用し、業績に対する責任を明確にして、効率的経営を行う。
- 2) 会社にとって重要な影響を及ぼす事項について、多面的な検討を経て決定を行うため、経営方針を審議する経営会議及び具体的実行計画を審議する執行役員会を設置する。
- 3) 組織規程及び職務分掌規程並びに職務権限規程を制定し、取締役の職掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。
- 4) グループ中期経営計画及び年度予算等を通じて業績目標を明確にし、それに基づき業績管理を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程その他社内規定に基づき、保存、管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社の事業のリスクを把握し、適正に管理するため、リスク管理基本規程を定める。
- 2) 社長直轄の組織として、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握し、優先順位を付してリスク低減策を講じるよう、監督、指導する。
- 3) 化学品製造業である当社は、製品の製造から廃棄にいたる全ライフサイクルにおいて環境、安全を確保するための自主的な取組みとして、レスポンシブル・ケア(RC)活動を行う。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ各社の自主独立経営を尊重し、各社取締役会の経営責任を明確にする一方、当社企業集団における業務の適正を確保するため、各種規程の整備を含む以下の体制を構築する。

なお、企業集団の業務の適正の確保に当たっては、事業内容・重要度等に応じ、役員派遣・議決権の行使も含めた形でグループ各社の管理を行う。

- ・グループ経営に関する事項を担当する部署及び個々のグループ各社を主管する部門を定めるとともに、関係会社規程等の各種規程を整備し、グループ各社からの定期・緊急時の報告体制を構築する。
- ・内部監査規程において、グループ各社も内部監査の対象に含める。また、リスク管理基本規程において、グループ各社のリスク管理についても対象範囲に含め、グループ各社が適切なリスク管理体制を維持・向上するよう、指導・育成する。
- ・当社は、「MGC企業行動指針」及び「MGC行動規範」をグループ全体の基本的指針と位置付け、グループ各社にその趣旨に即したコンプライアンス体制の整備を求める。また、当社の「コンプライアンス相談窓口」は、グループ各社役職員及びその家族、協力会社、取引先等も対象とする。
- ・当社は、グループ各社の中期経営計画及び年度予算等を通じて各社の業績目標を明確にし、それに基づき業績管理を行う。また、グループ各社が行う重要な業務に対し、当社の主管部門は、経営上の協議等を通じて的確な意思決定を確保する。

6. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役との協議により、監査役の職務を補助するための使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令に服さない専任者とし、その人事異動、人事評価、懲戒に当たっては、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、その職務に関し適性を有する使用人を任命する。

(4) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項

1) 取締役及び使用人は、法令に違反した事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、法令又はコンプライアンス規程その他の社内規定に基づき、当該事実を監査役に報告しなければならない。

- 2) 取締役及び使用人は、定期的に、また重要な事項については速やかに、当社および主管するグループ各社の内部統制、リスク管理、コンプライアンスも含めた業務執行の状況等を監査役に報告するとともに、監査役からこれらの状況等について調査、報告を求められた場合は、速やかに調査、報告をしなければならない。
- 3) グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、法令に基づき、監査役から調査、報告を求められた場合は、速やかに調査、報告を行う。
- 4) コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス相談窓口」に寄せられた当社及びグループ各社に関する相談・通報の内容を、すみやかに監査役に報告しなければならない。

(5) 監査役への報告等を行った者の取扱いに関する事項

前項の報告、調査、相談、通報及びそれらへの協力等を行った者に対する、これらを理由とする配置転換、差別、その他の不利益な扱いを禁止し、これを周知する。

(6) 監査役職務の執行について生ずる費用等に関する事項

- 1) 監査役職務の執行について生ずる費用を支弁するため、事業年度ごとの活動予定を踏まえた適切な予算を設ける。
- 2) 監査役職務の執行に必要な費用の前払い又は精算の請求を受けた場合、当社は速やかにこれに応じる。
- 3) 監査役職務の執行について生ずる費用が事業年度ごとの予算額を超過する場合であっても、監査役と関係取締役において協議を行い、原則としてその必要性に応えるよう配慮する。

(7) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と定期的に意見を交換する場を設ける。また、内部監査室及び会計監査人は、監査役と連絡、協議を行い、監査役業務の実効性を確保する。
- 2) 監査役は、会社の重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、重要な会議にも出席できるとし、また、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- 3) 監査役会が独自の外部専門家の起用を求めた場合、監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力の排除に向け、これら勢力に対して毅然とした態度で臨む旨を取締役会において改めて決議するとともに、「MGC企業行動指針」、「MGC行動規範」に明記して当社の姿勢を社内外に明確にしております。

具体的な整備状況としては、反社会的勢力に対する対応部門を総務担当部門と定め、各事業所に不当要求防止責任者を設置しております。当該部門においては、警察などの専門機関に適宜連絡・相談を行い連携を図るほか、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じてグループ会社も含め、周知・注意喚起を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示の基本方針

当社は、公正で透明・自由な事業活動を行うため、投資家・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーに対し、適切な情報開示を行うことを企業行動指針及び行動規範に明記し、役職員に周知しております。

また、社内規定によって情報開示に関する指針、手続等を定め、これに沿って適時開示を実施しております。

2. 適時開示の担当部署

当社では、広報IR部を適時開示の担当部署としており、広報IR部長が情報取扱責任者として、適時開示事項の判定、開示文書の作成などの実務を統括し、広報IR部担当役員の承認を経て適時開示を実施しております。

3. 会社の情報の管理体制

(決定事実に関する情報)

会社の経営上重要な事項は、当社の社内規定に従って取締役会・執行役員会等の社内機関で決定しておりますが、広報IR部は事前に全案件について適時開示事項に該当するか否かを判定しております。該当する場合は、当該案件の所管部署と協議の上、開示内容等を決定し、取締役会等の決定後速やかに開示を行っております。

(発生事実に関する情報)

適時開示事項に該当すると想定される情報が発生した場合は、当該情報の所管部署から直ちに広報IR部長に報告がなされます。広報IR部は当該所管部署とともに当該情報が適時開示事項に該当するか否かを判定し、該当する場合は、速やかに開示を行っております。

(決算に関する情報)

決算に関する情報については、広報IR部は事前に経理担当部署と協議を行い、取締役会等の承認後速やかに開示を行っております。

(子会社に係る情報)

子会社に係る情報については、決定事実・発生事実・決算情報を含め、当該子会社を所管する社内部署から広報IR部長に報告がなされます。広報IR部は当該所管部署とともに当該情報が適時開示事項に該当するか否かを判定し、該当する場合は、速やかに開示を行っております。

4. インサイダー取引の防止

当社は、内部者取引防止規程を制定しており、役職員のコンプライアンス徹底を図ることで、インサイダー取引の防止に努めております。